



令和6年度 第3回湘南東部地区保健医療福祉推進会議
資料1-1

協議：令和6年度の病床整備事前協議について

神奈川県健康医療局保健医療部医療企画課

本資料で、今年度の病床整備事前協議の申出結果についてご報告します。

- 1. 事前協議の目的**
- 2. これまでの経過**
- 3. 事前協議の申出結果**
- 4. 今後のスケジュール**

1. 事前協議の目的

- 病床整備事前協議は、二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床（療養病床及び一般病床）の機能別整備を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的とする。
- 当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏については、必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者からの事前協議を実施する。
- **本年度は、横浜及び湘南東部の各二次保健医療圏で事前協議の申出受付を実施し、今回、その結果を取りまとめた。**

2. これまでの経過

令和6年9月30日 第2回県保健医療計画推進会議で、横浜、川崎北部、相模原、湘南東部地域での事前協議の実施を決定。**※川崎北部、相模原地域の公募受付は来年度の予定**

10月15日 県医療審議会へ、状況報告

10月7日～11月29日 病院開設等の事前協議書申出受付期間（横浜・湘南東部）

第2回県保健医療計画推進会議で事前協議の対象となった医療圏及び病床数等

二次保健医療圏	公募病床数	公募する病床機能	希望する公募スケジュール
横浜	471床	回復期機能 慢性期機能	令和6年10月7日から 令和6年11月29日まで
川崎北部	(166床) (*)	(第3回推進会議で協議)	(第3回推進会議で協議)
相模原	(91床) (*)	(第3回推進会議で協議)	(第3回推進会議で協議)
湘南東部	133床	回復期機能 慢性期機能 急性期機能（産科）	令和6年10月7日から 令和6年11月29日まで

* 公募の受付期間に応じて、公募病床数の算定基礎となる既存病床が変動する可能性があるため、予定数を記載しています。

3. 事前協議の申出結果

- 今年度実施の対象医療圏において事前協議書の公募を行ったところ、申出結果は次のとおりであった。

なお、当地域における配分（案）については、資料 1 - 3 ・ 資料 1 - 4 により説明。

【事前協議の申出結果】

対象医療圏	事前協議病床数	申出結果	
横浜	471床	3 施設	40床
湘南東部	133床	9 施設	316床

4 今後のスケジュール（湘南東部地区）

時期	会議体	内容
令和 7 年 1 月31日	第 3 回湘南東部地区保健医療福祉推進会議	配分案について意見聴取
意見聴取した結果を踏まえ、 <u>配分案を決定</u>		
令和 7 年 3 月	第 3 回神奈川県保健医療計画推進会議	配分案について意見聴取
令和 7 年 3 月	第 2 回神奈川県医療審議会	配分案について報告
<u>知事が事前協議の審査結果を決定する。</u> 湘南東部地区では、知事からの事前協議結果の通知を受け、各保健所設置市が申出者に通知する。		

【参考】事前協議の申出要件について

病院等の開設等に関する指導要綱から一部抜粋

第5条 開設予定者等は、法に基づく病院等の開設等の許可を申請する場合には、事前に当該病院等の開設等について知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に協議を申し出るものとする。ただし、この申出は、次の要件を満たす場合に限るものとする。

(1) 法に基づく病院等の開設等の許可申請書の提出期限

開設等に当たり工事を伴わない場合においては原則として申出の翌年11月30日までに、工事を伴う場合においては次に定める期間内に、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に提出することができる場合

ア 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内

イ 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内

ウ 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計画で予定する期日

エ 前3号に関わらず、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間

(2) 基準病床を超える病床種別の病床の取扱い

協議の申出対象医療機関が既設で、当該医療機関が各医療圏における過剰な（既存病床数が基準病床数を超える）病床種別の病床を有する場合において、当該病床を、本協議により認められる病床数と同数削減することができる場合。ただし、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議で必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項の規定による申し出は、開設予定者等が病院等開設等事前協議書（別紙様式。以下「事前協議書」という。）を提出することにより行うものとする。ただし、知事に協議を申し出る場合は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して協議書を提出するものとする。

3 事前協議書の提出部数は、2部とする。

【参考】事前協議の審査における視点について

- ①関係法令に抵触しないこと。
- ②医療計画との整合性があること。
- ③病院等の開設等の計画に确实性があること。

病院等の開設等に関する指導要綱から一部抜粋

第9条 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、事前協議の申出があったときは、次の事項について審査するものとする。

- (1)関係法令に抵触していないこと。
- (2)医療計画との整合性があること。
- (3)病院等の開設等の計画に确实性があること。

2 前項の規定による審査において、事前協議に係る病院等の開設等の計画が、開設予定地及び周辺地域における都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法その他の関係法令との調整が必要と認められる場合においては、開設予定者等に対して当該法令を所管する部局との調整を行うよう指導するものとする。

3 第1項の規定による療養病床及び一般病床に関する審査をするときは、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議の意見を確認するものとする。

4 政令3市の長は、各市審議会等の意見を聴き、審査結果について神奈川県知事に報告するものとする。また、必要に応じ、各地域の地域医療構想調整会議に報告し、意見を求めるものとする。

5 知事は、第3項の意見及び第4項の審査結果を取りまとめ、精神病床に関して、神奈川県精神保健福祉審議会の意見を確認したうえで、神奈川県保健医療計画推進会議の意見を確認し、その結果について神奈川県医療審議会へ報告するものとする。

6 知事は前項の規定による報告を行った神奈川県医療審議会での意見を踏まえ、事前協議の審査結果を決定する。